

出演契約書

第3版

制作公表者と出演者は、下記のとおり出演契約を締結した。

出演者は、性行為映像制作物への出演をして、その性行為映像制作物の制作公表を行うことを承諾する。

記

法(※)	事項	内容
柱書	制作公表者の氏名または名称その他制作公表者を特定するために必要な事項	
柱書	出演者の氏名または名称その他出演者を特定するために必要な事項	
柱書	出演契約の締結の日時	
柱書	出演契約の締結の場所	
一	出演者が性行為映像制作物への出演をすること	(記載不要)
二	出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する日時	
二	出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する場所	
三	出演者の性行為に係る姿態の具体的内容	
四	性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項	
五	性行為映像制作物の公表の具体的方法	
五	性行為映像制作物の公表の期間	

六	性行為映像制作物の公表を行う者が制作公表者以外の者であるときは、その旨および当該公表を行う者の氏名または名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項	
七	出演者が受けるべき報酬の額	
七	出演者が受けるべき報酬の支払の時期	
八	性行為映像制作物について頒布または上映を行う国名または地域名（国内の一部で頒布または上映を行う場合にあっては、その都道府県名）および公衆送信を行う国名または地域名（自動公衆送信装置を用いる場合にあっては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名または名称および住所地の属する国名または地域名）	

※性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律
4条3項

以上